

平成24年11月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理部

(2) 債務負担行為

一般会計

(追加)

(単位：千円)

課名	事	項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国支出金	地方債	その他	
南海地震防災課		徳島県立南部防災館の管理運営協定	自 平成25年度 至 平成27年度	35,756				35,756

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（南海地震防災課）

(7) 制定の理由

南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与する必要がある。

(4) 条例の概要

a 前 文

本県では、南海トラフを震源とする巨大地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生が危惧されている。このため、震災による死者を一人も出さないことを目指し、県政の最重要課題として積極的に展開してきた震災対策を、より一層加速させていく必要があり、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、県民の尊い生命を守るため、共に力を合わせ、県民一丸となつて震災対策に取り組むことを決意するとともに、将来の世代に対する責務として、真に震災に強い社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

b 目 的

この条例は、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

c 基本理念及び各主体の責務

震災対策に関する基本理念並びに県民等の役割及び県の責務を定めることとした。

d 震災対策の総合的かつ計画的な推進

震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画を作成するとともに、当該施策の進捗状況を管理するものとする。

e 予防対策

(a) 県民による予防対策

県民が震災発生時等に備えて実施すべき震災対策等に関する知識の習得等の予防対策について定めることとした。

(b) 自主防災組織による予防対策

自主防災組織が震災発生時等に備えて実施すべき震災対策等に関する意識の啓発等の予防対策について定めることとした。

(c) 学校等による予防対策

学校等の設置者等が震災発生時等に備えて実施すべき防災教育の実施等の予防対策について定めることとした。

(d) 事業者による予防対策

事業者が震災発生時等に備えて実施すべき防災研修の実施等の予防対策について定めることとした。

(e) 県による予防対策及び市町村等との連携

県が市町村等と連携して震災発生時等に備えて実施すべき震災対策等に関する知識の普及等の予防対策等について定めることとした。

(f) 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等

① 知事は、特定活断層の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域を、特定活断層調査

- 区域として指定することができることとした。
- ② 特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等を避けなければならないこととした。
- ③ 特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る工事（開発行為を伴う場合）については、当該開発行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に届け出て、知事と協議しなければならないこととした。
- ④ ③の協議をした者は、当該協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、調査報告書等を知事に提出しなければならないこととした。
- ⑤ 宅地建物取引業者は、その取り扱う宅地又は建物の特種活断層調査区域にある場合は、当該宅地又は建物を取得し、又は借りようとしている者に対して、当該宅地又は建物の特種活断層調査区域にある旨等を説明するよう努めるものとした。
- ⑥ 知事は、特定活断層の直上への特定施設の新築等の回避をしない者、③の届出又は協議をした者、④の調査報告書等の提出をしない者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。
- ⑦ 知事は、⑥の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨、当該勧告の内容等を公表することができることとした。

- f 応急対策
- (a) 県民による応急対策
県民が震災発生時等において実施すべき避難等の応急対策について定めることとした。
- (b) 県民が震災発生時等において実施すべき率先避難、地域住民の安否に関する情報の収集及び伝達その他の地域における応急対策について定めることとした。
- (c) 学校等による応急対策
学校等の設置者等が震災発生時等において実施すべき生徒等の安全の確保等の応急対策について定めることとした。
- (d) 事業者による応急対策
事業者が震災発生時等において実施すべき来所者等の安全の確保等の応急対策について定めることとした。
- (e) 県が市町村等と連携して震災発生時等において実施すべき応急対策のための体制の確立等について定めることとした。

- g 復旧及び復興対策
- (a) 県民による復旧及び復興対策
県民が震災からの復旧及び復興に際して実施すべき自らの生活の再建等の対策について定めることとした。
- (b) 県民が震災からの復旧及び復興に際して実施すべき関係者が実施する対策への協力等の対策について定めることとした。
- (c) 自主防災組織による復旧及び復興対策
自主防災組織が震災からの復旧及び復興に際して実施すべき学校等の機能の早期回復等の対策について定めることとした。
- (d) 学校等による復旧及び復興対策
学校等の設置者等が震災からの復旧及び復興に際して実施すべき雇用の場の確保等の対策について定めることとした。
- (e) 事業者による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携
事業者が震災からの復旧及び復興に際して実施すべき雇用の場の確保等の対策について定めることとした。
- (f) 県は、市町村との連携等をし、震災からの復旧及び復興に関する計画を早期に作成して、その円滑な実施に努めるものとする事とした。

- (7) 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、eの(f)については、平成25年4月1日から施行することとした。

(2) 指定管理者の指定について

ア 徳島県立南部防災館の指定管理者の指定 (南海地震防災課)

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県立南部防災館	海部郡海陽町大里字上中須128番地	海 陽 町	自 平成25年4月 1 日 至 平成28年3月31日

